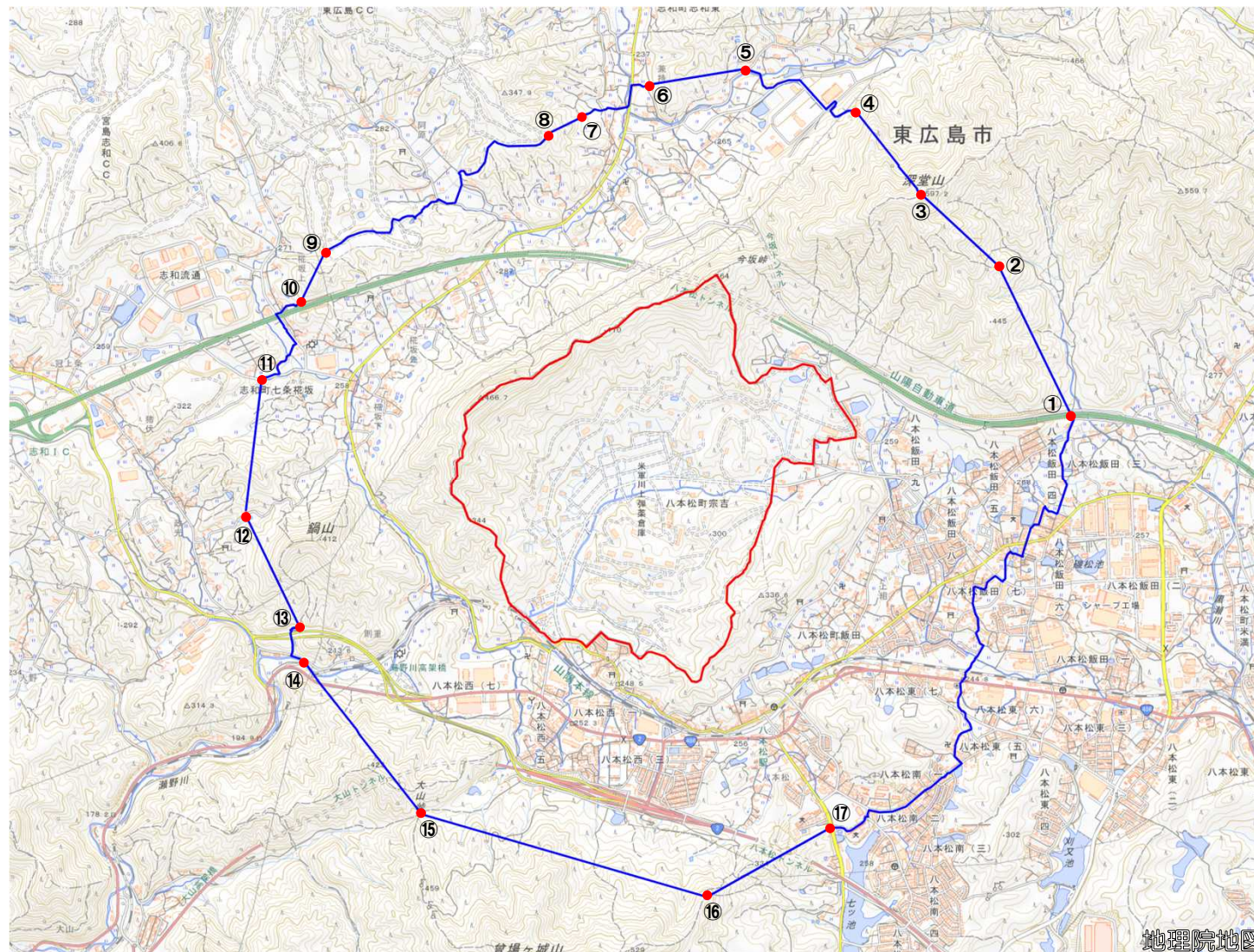


川上弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	広島県東広島市	八本松町飯田
対象防衛関係施設の区域	広島県東広島市	八本松町飯田及び八本松町宗吉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県東広島市	志和町七条桜坂（次の図面に示す部分に限る。）、志和町志和東（次の図面に示す部分に限る。）、八本松町飯田（次の図面に示す部分に限る。）、八本松町原（次の図面に示す部分に限る。）、八本松町宗吉（次の図面に示す部分に限る。）、八本松南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、八本松東七丁目、八本松飯田四丁目、五丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、八丁目及び九丁目並びに八本松西一丁目から七丁目まで
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域	一 北緯三十四度二十七分三十八秒、東経百三十二度四十二分二十五秒の点 二 北緯三十四度二十八分四秒、東経百三十二度四十二分九秒の点 三 北緯三十四度二十八分十七秒、東経百三十二度四十一分五十三秒の点 四 北緯三十四度二十八分三十二秒、東経百三十二度四十一分三十九秒の点 五 北緯三十四度二十八分三十九秒、東経百三十二度四十一分十五秒の点 六 北緯三十四度二十八分三十六秒、東経百三十二度四十分五十五秒の点 七 北緯三十四度二十八分三十一秒、東経百三十二度四十分四十秒の点 八 北緯三十四度二十八分二十八秒、東経百三十二度四十分三十三秒の点 九 北緯三十四度二十八分七秒、東経百三十二度三十九分四十六秒の点 十 北緯三十四度二十七分五十八秒、東経百三

		十二度三十九分四十一秒の点 十一 北緯三十四度二十七分四十四秒、東経百三十二度三十九分三十二秒の点 十二 北緯三十四度二十七分二十一秒、東経百三十二度三十九分二十九秒の点 十三 北緯三十四度二十七分一秒、東経百三十二度三十九分四十秒の点 十四 北緯三十四度二十六分五十五秒、東経百三十二度三十九分四十一秒の点 十五 北緯三十四度二十六分二十八秒、東経百三十二度四十分六秒の点 十六 北緯三十四度二十六分十四秒、東経百三十二度四十一分七秒の点 十七 北緯三十四度二十六分二十六秒、東経百三十二度四十一分三十三秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

川上弾薬庫周辺地域



国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。